

S2-23 土壌・地下水汚染への総合的な対応に関する指針のコンセプト

○佐藤徹朗¹・鈴木弘明¹・中島誠¹・藤安良昌¹・青木鉦二¹・
 土壌・地下水汚染の総合的な対応に関する指針検討部会¹
¹土壌環境センター

1. 背景及び目的

○本来は、一体として捉えて調査・対策を行う必要のある土壌・地下水汚染への対応が、土壌汚染対策法（以下、土対法）の施行後、土壌汚染は土対法、地下水汚染は水質汚濁防止法（以下、水濁法）により、個別に運用され、近年、両法の連携の必要性も指摘されている。
 ○地下水の利用や関心が高まる中、健康リスクだけでなく、地下水環境保全の観点からの調査・対策が必要となってきた。

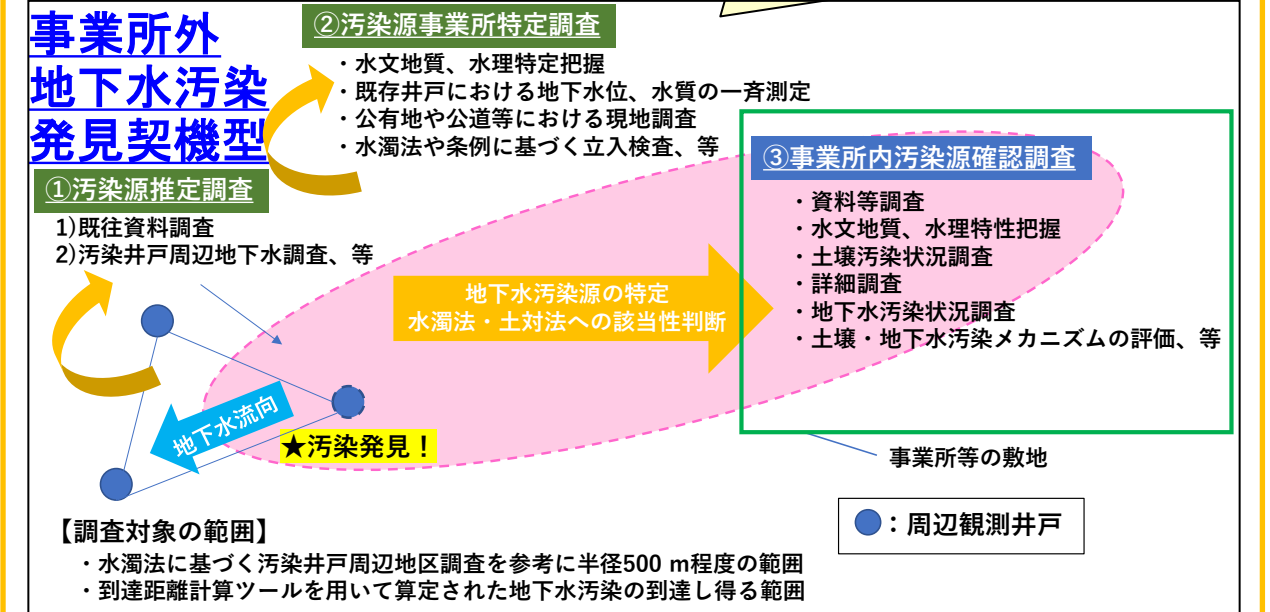
2018年度からの土壌環境センターにおける検討結果に基づき、「土壌・地下水汚染への総合的な対応に関する指針」（以下、指針）の作成を進めており、今回は、その指針のコンセプトと調査契機別の対応フローについて報告する。

2. 指針のコンセプト

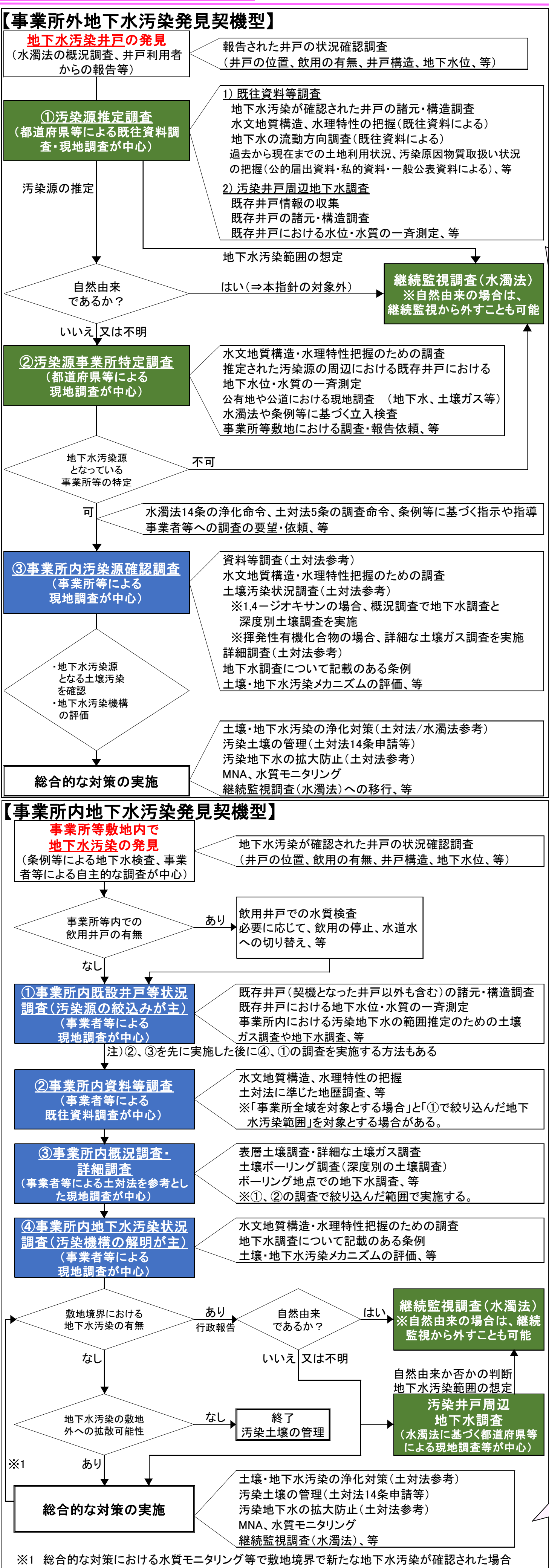
総合的な対応の定義	土壌・地下水汚染を一体として捉えた調査により汚染メカニズムを把握した上で、地下水環境の保全に必要な対策を講じること
目標とする土壌・地下水の状態	将来的には土壌及び地下水の状態が環境基準に適合すること、さらに地下水が本来あるべき姿に到達することを目指す ※自然由来や生態系、汚染土壌の直接摂取への対応は対象外
対象となる土地（対象地）	土壌・地下水汚染の原因となっている事業者等の土地及び地下水汚染の拡散が想定される周辺の土地
対応を実施する者（実施主体）	・事業者等の土地は、汚染原因者や事業活動等を行っている土地の所有者（以下、事業者等）が主体 ・周辺の土地は、都道府県等が主体となり、事業者等が協力
対象とする有害物質	土対法1種→「揮発性有機化合物」、土対法2、3種→「重金属・農業等」、1,4-ジオキサン→「その他物質」 ※発生源が面的・多岐にわたる硝酸性及び亜硝酸性窒素は対象外

3. 調査の契機

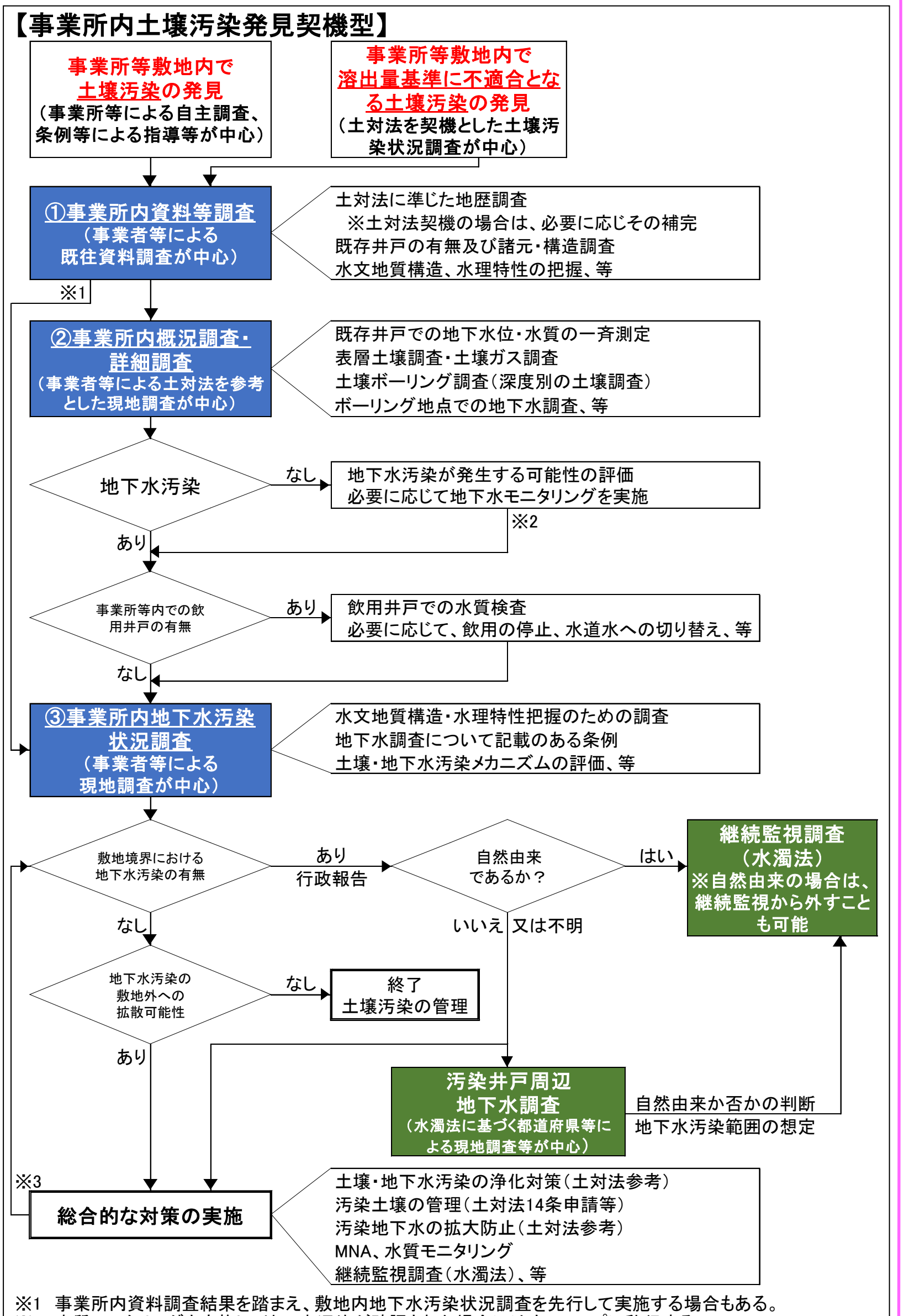
指針では、下図のように、3つの契機にわけて、対応の進め方を示す。



4. 契機別の対応フロー



水濁法の調査や井戸利用者等からの報告により、地下水汚染が確認された場合、都道府県等が①②の調査を行い、地下水汚染源を特定する。汚染原因となる事業者等が③の調査を行う。これらの結果を踏まえ、両者の協力のもと総合的な対策を講じる。



事業所内で地下水汚染が確認された場合、①～③の調査により要因となる土壌汚染を確認する。次に、④の調査を実施した上で、総合的な対策を講じる。報告を受けた都道府県等は、汚染井戸周辺地下水調査を実施し、水濁法に基づく継続監視を行う。※事業者等による報告のタイミングは、敷地境界で地下水汚染が確認された時点としている。

事業所内で地下水汚染が確認された場合、①～③の調査により要因となる土壌汚染を確認する。次に、④の調査を実施した上で、総合的な対策を講じる。要因となる土壌汚染が確認されなかった場合でも地下水汚染への対応が必要となる。都道府県等における対応は土壌汚染発見契機型と同様。

5. おわりに

今後は、各契機別の対応フローで示した各調査ステップに対し、調査項目と項目毎の実施内容や参考となるガイドライン、文献・図書を調査マトリクスとして整理し、調査契機、物質区別に調査・対策の具体的な実施方法について検討する。
 次に、いくつかのケーススタディを実施し、作成した指針で調査・対策を検討した場合の課題抽出を行い、その結果をフィードバックすることで、指針の完成を目指す。